

委託契約書

愛媛県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション人材育成プログラム競争力強化事業（以下「委託事業」という。）を別添「令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション人材育成プログラム競争力強化事業委託仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

2 精算の結果その額が委託料の額に満たないときは、精算額をもって委託料とする。

（委託の期間）

第3条 乙は、本契約の締結日から令和6年3月31日までの間に委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の可否）

第6条 乙は、事業の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの事業内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（事業計画の変更）

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第9条 乙は、委託事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ委託事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、甲の指示を受けなければならない。

（調査等）

第10条 甲は、必要と認めるときは、いつでも乙に対して委託事業の処理状況について実地に調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（実績報告及び完了検査）

第11条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第12条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書（様式第5号）により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内

に、委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第13条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第6号)により請求するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 第3条に定める委託期間内に委託事業を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 委託事業の実施につき、不正の行為があったとき。

(4) 正当な理由がないのに甲の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲

愛媛県知事

乙

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地
法人名
代表者氏名



令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション人材育成プログラム競争力強化
事業計画書

年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を次のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施スケジュール
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書（別紙参考様式1のとおり）
- 5 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- （注1）代表者印の押印は本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記載し、電子メールにより指定の宛先へ提出する場合は押印省略可能。代表者印を押印する場合は責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載不要（以下同様）。
- （注2）責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指す。担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指す（以下同様）。
- （注3）代表者印を押印省略する場合は電子メールにより、本件責任者及び担当者を差出人または宛先（ToまたはCc）に含めて提出すること。

(別紙参考様式1) 収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

区分	予算額	備考
委託料		
その他		
収入合計		

(支出の部)

(単位：円)

区分	予算額	備考
支出合計		

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地
法人名
代表者氏名

印

令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション人材育成プログラム競争力強化
事業変更計画書

年 月 日付け 第 号で承認のあった標記事業計画書を次のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業の実施スケジュール
- 4 事業の実施場所
- 5 収支予算書（別紙参考様式2のとおり）
- 6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(別紙参考様式2) 収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

区分	予算額			備考
	変更前(A)	変更後(B)	差額(B-A)	
委託料				
その他				
収入合計				

(支出の部)

(単位：円)

区分	予算額			備考
	変更前(A)	変更後(B)	差額(B-A)	
支出合計				

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地
法人名
代表者氏名

印

令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション人材育成プログラム競争力強化
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で締結した標記事業を次の理由により中止
（廃止）したいので、委託契約書第9条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止期間）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

愛媛県知事

様

所在地
法人名
代表者氏名



令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション人材育成プログラム競争力強化事業
実績報告書

年 月 日付で契約を締結した標記事業について、委託契約書第11条第1項の規定に基づき、実績報告を次のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施スケジュール
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の効果
- 5 収支決算書（別紙参考様式3のとおり）
- 6 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(別紙参考様式2) 収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

区分	決算額			備考
	予算額(A)	決算額(B)	差額(B-A)	
委託料				
その他				
収入合計				

(支出の部)

(単位：円)

区分	決算額			備考
	予算額(A)	決算額(B)	差額(B-A)	
支出合計				

愛媛県知事

様

所在地
法人名
代表者氏名



令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション人材育成プログラム競争力強化事業
委託料精算払請求書

年 月 日付で契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

愛媛県知事

様

所在地
法人名
代表者氏名



令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション人材育成プログラム競争力強化事業
委託料前金払請求書

年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第13条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

※今後、個人情報を取り扱う事務の委託基準を見直す予定であるため、令和5年4月1日以降に委託契約締結する場合には、改正後の個人情報取扱特記事項を適用する。